

一般競争入札公告

(単体発注・事後審査型)

沖縄県土木建築部一般競争入札公告

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第1項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。

令和7年 10 月 31 日

沖縄県下水道事務所長 宮里 政規

1. 業務概要

- (1) 業務名称 那覇浄化センター場内施設スカム除去業務委託(R7)
- (2) 業務場所 那覇浄化センター
- (3) 業務目的 場内施設に堆積しているスカム(汚泥)を回収し、指定場所まで運搬する業務である。
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日から令和8年3月 31 日まで
- (5) 発注形態 単体発注
- (6) 資格審査方法 事後審査型 ※入札参加資格の審査を開札後に行う。

2. 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 入札参加資格確認申請書提出期限日から本業務の入札日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員等が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (4) 参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第 3 第 2 項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、親会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視する資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (5) 会社更生法(平成 15 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 14 条第 1 項の規定に基づき、本業務の実施に必要な産業廃棄物収集運搬業の許可(事業の範囲は汚泥)を受けている者であること。
- (7) 本業務の履行にあたり必要な資機材を有する者であること。
- (8) 沖縄県本島内に主たる営業所があること。
- (9) 平成 27 年度以降に完了した沖縄県内の汚水処理施設における汚泥清掃の業務実績を1件以上有すること。
- (10) 配置予定技術者に求める要件
 - ア 管理技術者は、酸素欠乏症等防止規則(昭和 47 年労働省令第 42 号)第 11 条の規定に基づき「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者」であること。
 - イ 管理技術者は、平成 27 年度以降に完了した沖縄県内の汚水処理施設における汚泥清掃の業務実績を1件以上有すること。
 - ウ 管理技術者は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理専門技士(清掃部門)」を有する者であること。
 - エ 管理技術者は、入札の申請日以前において過去3ヶ月以上にわたり参加希望者と直接的な雇用関係があること。

3. 入札手続等

(1) 入札期日等

ア 集合日時

令和7年 11 月 18 日(火)10:00

イ 入札場所

沖縄県下水道事務所 2階会議室

沖縄県宜野湾市伊佐 3 丁目 12 番1号 (電話番号)098-898-5988

ウ 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金

額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札時の注意事項

- (ア) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (イ) この公告の記載に従い、入札書、委任状には業務名及び業務場所を記入すること。
- (ウ) 代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。

(2) 入札・開札日時

令和7年 11 月 18 日 10:00

(3) 落札候補者の選定及び事後審査の実施

開札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者(以下「落札候補者」という。)に対し、一般競争入札参加資確認申請書及び関係資料(以下「申請書等」という。)の提出を求め、入札参加資格の確認を行う(以下「事後審査」という。)。なお、最低価格で入札をした者が複数いる場合は、くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。

事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、次に低い価格を提示した者又はくじによる審査順位が次順位の者を落札候補者として事後審査を行う。事後審査は、落札候補者のみ行うものとする。

(4) 審査にかかる申請書等の提出

開札後、落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、以下のとおり申請書等の提出を求める。提出期限までに当該申請書等を提出しない者は、無効とする。なお、当初申請書等の提出を求められた者以外の者について審査の必要が生じた場合、該当者への申請書等の提出期限は別途通知する。

ア 通知日

令和7年 11 月 18 日 (予定)に書面にて通知する。

イ 提出期限

令和7年 11 月 20 日 17:00 まで

ウ 提出先

沖縄県宜野湾市伊佐 3 丁目 12 番1号 2階

沖縄県下水道事務所 管理班

(電話番号)098-898-5988

エ 提出部数

1 部

オ 提出方法

持参又は郵送(提出期限必着)

*持参の場合は、事前に電話連絡すること。

*郵送の場合は、必ず配達を確認できる方法で送付すること。

(5) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、以下の日までに書面で通知する。

令和7年 11 月 26 日（予定）

(6) 落札者の決定方法

事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、全入札参加者に通知する。

(7) 本入札に係る資料の取扱い

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。

ウ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出(以下「修正等」という。)は、提出期限

内に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見付かった場合は、入札参加資格なしとなり、落札者となることはできない。

エ 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。

オ 提出された申請書等は、返却しない。

4. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和 47 年沖縄県規則第 12 号)第 100 条の規定により、見積る契約金額の 100 分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次のア、又はイの提出があった場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で締結した入札保証保険契約の保険証券

イ 過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)または本県もしくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面

なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

(ア) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア、イのいずれかに係る書類の提出のない者

(イ) 入札保証金の金額が上記の条件に満たない場合

(ウ) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合

また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則(昭和 47 年沖縄県規則第 12 号)第 101 条の定めるところにより、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のア、イの提出があった場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で締結した履行保証保険契約の保険証券

イ 過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)または本県もしくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面

5. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (4) 同一人物が同一事項について行った2通以上の入札
- (5) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (6) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (8) 入札書の表記金額、氏名、印章または重要な文字が誤脱し、または不明な入札
- (9) 入札条件に違反した入札
- (10) 談合その他不正の行為があった入札
- (11) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (12) 入札に関する条例に違反した入札

6. その他

- (1) その他詳細については、契約書及び仕様書による。
- (2) 入札参加者は、沖縄県土木建築部競争入札心得を熟読し、これを遵守すること。

7. 本案件に関する質問・回答

- (1) 入札・契約手続きに関すること

問い合わせ先 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号 管理棟2階
 沖縄県下水道事務所 庶務班 電話 098-898-5988

- (2) 上記(1)以外に関すること

ア 質問書提出先 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号 管理棟2階
 問い合わせ先 沖縄県下水道事務所 管理班 (担当:徳森)
 電話 098-898-5988 FAX 098-870-2268

イ 提出期限 令和7年11月7日 17:00

ウ 提出方法 持参

エ 回答方法 回答日より令和7年11月14日までの間、下水道事務所管理棟1階の掲示板及びホームページで公表する。ただし、質問がない場合は公表しない。

8. 苦情申し立て

入札参加資格が無いと認められた者は、入札参加資格が無いと認めた理由について、契約担当者に対し説明を求めることができる。

契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

- | | |
|--------|---|
| ア 提出期限 | 入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内
(休日を除く。)とする。 |
| イ 提出先 | 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号 管理棟2階
沖縄県土木建築部下水道事務所 庶務班 |
| ウ 提出方法 | 書面(様式自由)を持参すること。郵送又は電送(メールやFAX)は受け
付けない。 |